

消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項にもとづき 消防ビル における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当 消防ビル に勤務し、出入りしまたは居住するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、消防太郎 とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更並びに消防署への届け出
- (2) 消火、通報及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具等の検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防機関との連絡
- (7) その他、防火管理上必要な業務

(火災予防上の遵守事項)

第4条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (3) 終業時には、灰皿、吸がらの後始末を完全にすること。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口その他の避難のために使用する施設には避難の妨害となる設備を設け、または物品を置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておくこと。
- (5) 当 消防ビル で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

(建築等の自主検査)

第5条 防火管理者は建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等において、年2回以上検査を実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第6条 建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため法令に定める点検要領にもとづき、次により点検するものとする。

(1) 機器点検 6ヶ月ごと

(2) 総合点検 1ヶ年ごと

2 前項にもとづき行った点検の結果は、消防用設備等維持台帳に記録しておくものとする。

3 消防用設備等の点検結果は、1年に1回消防局長に報告するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第7条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、速やかに改修するよう必要な措置を講じるものとする。

(自衛消防活動)

第8条 火災、地震その他の災害の発生時には、別に定める自衛消防組織の任務分担にもとづき積極的に行動するものとする。

(地震対策)

第9条 地震時の災害の発生を予防するため、物件の倒壊、転倒、落下防止の措置を講じるとともに、火気の使用設備器具は、耐震自動消火の措置を講じたものを使用するものとする。

2 地震発生時は、規模の大小にかかわらず、すべての火気使用箇所を点検、確認するとともに、万一、火災が発生した場合には、当計画に定める自衛消防隊は迅速に消火、通報連絡及び避難誘導を行うものとする。

(防災教育訓練の実施)

第10条 防火管理者は、従業員に対し適宜防災教育を実施するとともに年2回以上消火通報、避難の訓練を実施し従業員、居住者は積極的にこれに参加するものとする。

なお、訓練を実施する場合は、消防署に連絡するものとする。

付 則

この消防計画は、平成〇〇年 〇月〇〇日から運用する。

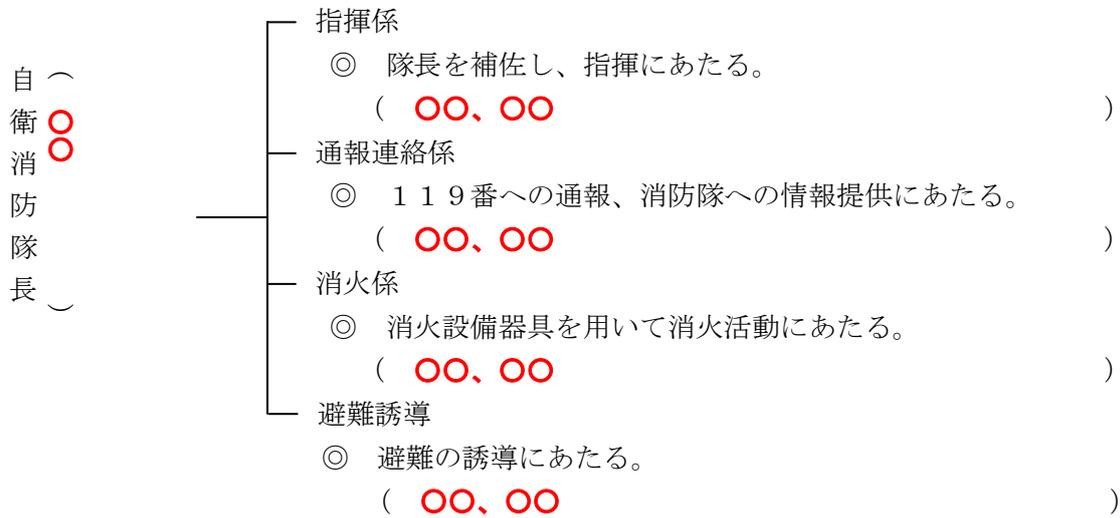
有事の心得

1 火災を発見したものは、大声で「火事」と呼称し、全館に知らせる。

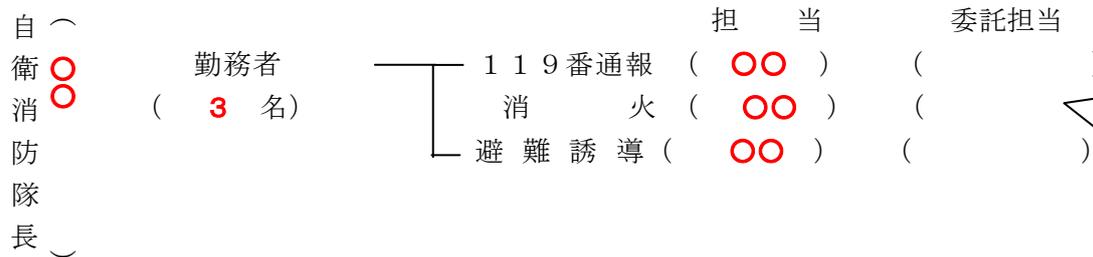
2 119番通報を行う場合の要領は、「**〇〇バス停の東側**」
という目標を明確に伝える。

3 避難場所は、「**〇〇公園**」とし、消防隊到着後は全員この場所に集合する。

別表 1 自衛消防組織編成表



夜間、休日等の防火管理体制



業務委託の場合記入して下さい。

別表 2 予防管理組織表

